

# 環境あきた 県民フォーラム通信

フォーラムの活動や環境に関する情報などを伝えします

## トライ★環境活動



子どもたちに「未来のためにできること」をエコ宣言してもらいました。

## 年頭のご挨拶

認定特定非営利活動法人

環境あきた県民フォーラム 理事長 佐藤 充



明けましておめでとうございます。

皆様におかれましては、清々しい気持ちで新たな年を迎えたことと存じます。

昨年、一昨年と新型コロナウイルスに翻弄され、社会経済活動に大きな影響を受けておりますが、今また新たな変異株であるオミクロンによる感染拡大が懸念されるなど、まだまだ先の見えない厳しい状況が続いております。

こうした中で、私どもフォーラムも昨年は夏ごろまでコロナの影響を受け、計画通りに事業を進めることができませんでしたが、秋以降は感染の拡大が収まつたこともあり、タイトなスケジュールになっているものの、関係者の皆様のご協力をいただきながら挽回に努めております。

一方、環境の問題については、特に地球温暖化を巡る動きが国際的にも国内的にも加速しており、取組みの機運が一段と高まるなど大きな追い風が吹いています。

またこのところ、持続可能な社会を目指すためプラスチックごみの削減や食品ロス対策がクローズアップされ、社会的な関心が高まっておりますが、これらは何れも地球温暖化防止対策に繋がる課題でもあります。

この大きなうねりを好機ととらえ、タイミングを逸することなく取組みに一層注力していくかなければならないと考えております。

そして今、人口減少や高齢化の一層の進行に伴って地域の担い手不足が著しくなるなど、社会環境が大きく変わっている中で、県域を跨ぐ大きな課題も数多くありますが、これまで積み上げてきた秋田の環境の現在地を確認しつつ進むべき方向を考えていきたいものだと思っています。

秋田は山紫水明の地として自然環境が豊かで、地熱や風力等の再生可能エネルギーの賦存に恵まれるなど、これから時代に相応しい資源を有しておりますが、森林や里山の荒れ具合、河川や海岸の漂着ゴミ、さらには環境への取組みの指標などを見るにつけ、目指している高質な田舎のイメージにはまだ遠いように感じています。

折しも、当フォーラムは発足以来、長年お世話になってきた遊学舎から離れ、この1月から市内の山王地区に事務所を移転いたしました。

これを機に、こうした問題意識を皆様と共有し、引き続き持続可能性をキーワードにしながら新たな気持ちで足元からの活動に取り組んでいきたいと考えております。

皆様には今後ともいろいろな場面でご支援とご協力を賜りますようよろしくお願い申し上げ、年頭の挨拶といたします。

### 《役員》

理事長：佐 藤 充	副理事長：原 田 美菜子	副理事長：佐々木 弘
理 事：小笠原 正 剛	理 事：木 口 優	理 事：武 内 伸 文
理 事：草 皆 次 夫	理 事：照 井 昌 子	理 事：畠 中 豊
理 事：西 川 裕 之	理 事：川 越 政 美	
監 事：高 井 宏 司	監 事：嵯 峨 良 章	



### 《事務局》

コーディネーター：後 藤 菜津美	スタッフ：由 利 昌 紀 石 塚 亨 川 村 紗 乃
------------------	----------------------------

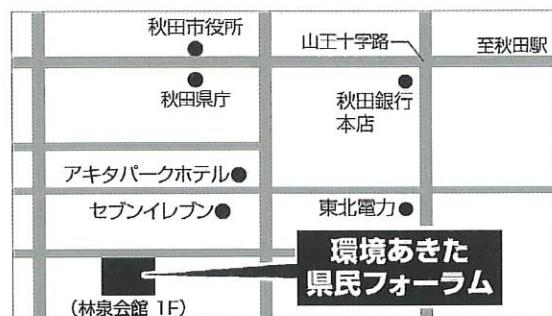
### 事務所移転のお知らせ

これまで、当フォーラムの事務所は、ゆとり生活創造センター遊学舎内の県民運動事務室をお借りしている状況でしたが、新たな団体が入居したこともあり、使用できる面積が小さくなりました。このため、フォーラムの事務所を令和4年1月1日から右記に移転しましたのでご報告いたします。

また、移転に伴い電話とFAXの番号も変わっていますのでよろしくお願ひいたします。

お近くにお越しの際は是非お立ち寄りください。

※駐車場は限りがございますので、空きがない際は大変申し訳ありませんが、近隣の駐車場をご利用くださるようお願い致します。



〒010-0951

秋田市山王5丁目7番6号 林泉会館

電話：018-853-6755 FAX：018-853-6765

## 令和3年度 フォーラムの主な取組み状況

今年度もフォーラムの活動に当たっては新型コロナウィルスの感染拡大の影響を受けていますが、下半期に入り低減傾向を示したこともあり、計画していた事業を実施すべく全力で取り組んでいます。

### ○自主事業

#### 1 環境活動団体等との連携事業

地域の環境活動を進展させるため、地域での環境保全活動のプラットホームづくりのため、県及びエコマイスター協議会（県北・県央・県南）の役員の皆様と課題や今後の方向などについて意見交換を進めています。

#### 2 自主上映会の開催

再生可能エネルギーを活かした地域再生をテーマにした映画「おだやかな革命」を取り上げ、渡辺智史監督のトークショー（オンライン）も交え、上映会を開催しました。

##### 【映画「おだやかな革命」上映会について】

令和3年11月28日（日）にぎわい交流館A u 3階多目的ホールでの上映会には県内各地から106名の方にご参加いただきました。

##### 《作品の紹介》

山形県鶴岡市出身の渡辺監督による、自然・人・地域と向き合いながらこれからの暮らしを自らの手で作っていくとする人々の「穏やかで力強い挑戦」の姿が描かれている作品です。

紹介された全国各地の事例ではエネルギー自治を目指すことで、お金やものだけではない、生きがい、喜びに満ちた暮らしの風景が生まれています。これから時代の「豊かさ」を問いかける物語で、「地域循環型社会へのシフト」をテーマに、来場者に「本当の豊かさ」について考えていただき、今後の環境活動の展開につながる情報を提供しています。



##### 《上映会の様子》

上映会終了後には「自然資源を活かした共生・人間力で生まれる挑戦の力が素晴らしいと感じた。」「絆と思いやりのある姿が映し出されている映画で感動した。」「自分も地球環境のためになることを少しずつ行い、「ささやかな革命」を起こします。」などの感想がありました。

環境問題を提起し、様々な地域の特色を活かした取組み実例や活動がいかに大切で求められているのか。そして「人間社会の幸福」はどこにあるのかなど多くの方に考えていただける良い機会となりました。



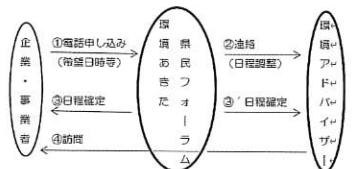
#### 3 セミナーの開催

社会的な関心の高いプラスチックごみの問題を生活者・消費者の視点で取り上げ、暮らしの中でプラスチック製品とどう向き合い、プラスチックごみをどのように減らしていくかについて考え、行動を促していくためのセミナーを2月下旬に開催すべく準備を進めてまいりましたが、同時期にはコロナの第6波の感染拡大が強く懸念されていることから、繰り延べすることといたしました。

#### 4 企業の環境活動支援の取組み

①企業の皆様の事業活動とSDGs（持続可能な開発目標）との具体的な関わり方や、「エコアクション21」の取組みについて、ご要望があれば環境アドバイザーを無料で派遣してご相談に応じています。

\*「エコアクション21」とはISO14001と同等で、中小企業にも取り組みやすい環境マネジメントシステムとして環境省がガイドラインを策定したものです。



##### 《アドバイス事例》・I社の場合

SDGsやEA21についての対応。企業の組織状況などから現状はEA21の取組みではなく県が推進している「秋田県SDGsパートナー登録制度」の活用を助言。「秋田県SDGsパートナー登録制度」の説明や応募から登録証を手に入れますサポート。引き続き必要に応じ支援することとしています。

##### ・M社の場合

EA21の認証取得を本格的に検討中。EA21の認証取得は同時にSDGsへの取り組みも第三者認証されると説明。認証取得へのステップ、標準的なスケジュール、及び費用などガイドライン等の資料を説明。今後、具体化の局面で、サポートしていくことになっています。

②企業が自発的に取り組んでいる環境分野での社会貢献活動（CSR）に関する情報の提供（ホームページ掲載等）に努めています。  
※あきたクリーンパートナー登録企業等   ※のしろクリーンパートナー登録企業等   ※アダプト・プログラム活動参加企業等

※エコドライブ宣言事業所   ※マイバッゲ推進運動協定締結事業者 など

#### 5 環境保全活動に関する講師や専門家の紹介

県内における環境活動に資するため、講師や専門家を紹介しています。（フォーラムのホームページに「環境に関する講師や専門家をお探しの方へ」という形で掲載しています。）

#### 6 環境マイスター研修会

秋田自動車販売店協会などと連携して開催している自動車販売社員の方々を対象とした「環境マイスター」の認定研修会については、新型コロナウィルスの影響のため前年度に続き、中止となりました。

#### 7 エコイベントへの参加

新型コロナウィルスの影響で制限がある中で開催された大館市ミニエコフェアに参加し、積極的に環境啓発活動に努めました。

※予定していた「あきたエコ＆リサイクルフェスティバル」を始め、横手、由利本荘地域など、参加を予定していたエコイベントについては新型コロナウィルスの影響で中止となつたため参加できませんでした。

#### 8 あきた環境学習応援隊として活動

県に登録している「あきた環境学習応援隊」として、県内の環境学習会の充実のための活動に取り組んでいます。

#### 9 県SDGsパートナーへの登録

県が新たに設けたSDGsパートナー登録制度に基づき登録し、目標を定めながら達成に向けた取組みを進めることにしています。

#### 10 フォーラム通信の発行

フォーラムの活動、環境に関する最新の動向や情報、さらには県内の環境保全活動などについて情報発信しています。

## 【県委託事業】地域センター強化支援事業

### ○地球温暖化防止活動推進センターに係る事業

- 1 環境教育・地球温暖化防止活動の拠点の運営
- 2 地球温暖化防止活動推進員とあきたエコマイスターのスキルアップと活動の支援
- 3 「環境あきた県民塾」の運営（大館市を会場に開催）とあきたエコマイスターNEWSの作成  
※今年度は県民塾修了生24名のうち23名があきたエコマイスターとして県に登録
- 4 地域の環境活動支援（環境学習の講師派遣）  
目標40件に対し、12月末現在で36件実施の見通し

### ○その他の事業

#### 1 環境あきたエコ活動を支援するための助成事業（県補助事業）

民間団体の自主的な環境活動を支援する制度であり、令和3年度は下記の7団体が助成金を活用して取り組んでいます。

#### 【7団体の取り組み内容】

##### ・おのばホタル会（秋田市）

ホタルの繁殖について成果が乏しくホタルが減少しているため、ホタルの生息地を室内に移して繁殖を促すことで「ホタルの里」の復活を目指すとともにパネル展を開催

##### ・NPO法人秋田パドラーズ（秋田市）

雄物川下流域におけるカヌーでのクリーンアップとごみ問題の発表会開催やごみ減量啓発等で不法投棄の無い社会を目指す取組み

##### ・ときめき工房・ねま～る（能代市）

地球温暖化防止とSDGsなど環境保全についての学びを座学と実践を組み合わせて「行動する親子、3世代を育成するセミナー」として実施

##### ・NPO法人草木谷を守る会（潟上市）

田んぼの楽校事業として、子供達が環境に配慮した農業学習体験や生物調査などを通じ、自然や生物多様性の大切さへの気づきと地域への愛着を育むことを目指す活動

### 【J C C C A（環境省）補助事業】

- 1 「COOL CHOICE」の理解を深めるための働きかけ会員企業や市町村、団体等への働きかけ
- 2 推進員・エコマイスター等を対象にした活動支援活動に使用する資料の作成補助
- 3 地域の温室効果ガス排出の実態調査、分析等の実施保育園等の年長児及び保護者を対象とした「子ども環境家計簿（エコぬりえ）」の取組みを重点的に実施
- 4 連絡調整会議の設置・運営事業に反映するため、事業計画や成果等について意見交換を実施

#### ・NPO法人秋田水生生物保全協会（秋田市）

八郎湖最大流入河川の馬場目川の水質調査と魚や水生昆虫等の生き物を自分たちの手で捕り、観察するとともに、調査をまとめたミニ図鑑を作製し参加者に送付

#### ・三又部落自治会（横手市）

野生動物との調和・共生の里づくり。耕作放棄地の荒廃抑制とさくらの里整備。自動感知カメラの設置による野生動物の出没状況の調査。学習会の開催

#### ・横堀地域づくり協議会（湯沢市）

住民による桜鑑賞会会場の草刈りや樹木の管理等を行い、地域住民にエコ活動の重要性をPRするための広報も作成



#### 2 秋田県認定リサイクル製品展示・PR事業（県委託事業）

秋田県認定リサイクル製品を各地の環境イベントや展示場等に出展することにより、県民や事業者の当該製品に対する認知度を高めるとともに、認定事業者の販売促進につなげることを目的とし、遊学舎・にぎわい交流館AU・各研修会会場、さらには東京ピックサイトで開催されたエコプロダクトでも製品展示しています。



## ちょっと気になるはなし 秋田県の野生動物

### イノシシの目撃情報とその生態、被害対策について

秋田県では、過去にイノシシが分布していたという明確な記録は無く、分布の空白地帯となっていました。しかし、平成23年に湯沢市で目撃情報が寄せられて以降、毎年目撃や捕獲が続き、現在は全県で目撃情報があるほか（右図）、農作物の食害や畦畔の掘り返し等の被害が増加してきています。イノシシは毎年平均45頭を出産すること、生後1歳で妊娠することから、非常に増えやすい動物です。生まれた子は通常1歳までに半数が死亡するとされていますが、農地等でしっかり栄養を摂取すれば生存率は高まります。したがって、イノシシの増加に拍車をかけないよう、しっかりと農地を守ることが重要です。

イノシシから農地を守るにはトタン板や金網柵、電気柵等で農地を囲い、侵入を防ぐ必要があります。しかし、いずれも適切に設置しなければ十分な効果が得られません。どの柵を設置するのが適しているのか、どのように設置・メンテナンスをすれば良いのかは地形や周辺のイノシシの出没情報等によりケースバイケースです。農地の守り方について、個々のご相談に応じますので、その場合は、秋田県自然保護課（018-860-1613）へご相談ください。

### ツキノワグマの目撃情報について

ツキノワグマの目撃件数（※秋田県警への通報件数を集計）についてのデータを紹介します。

被害を防ぐためには、野生動物の生態や行動を理解し、突発的な遭遇を防ぐことが大切です。学習会などをご希望される場合は、秋田県自然保護課（018-860-1613）か、フォーラムまでご連絡ください。

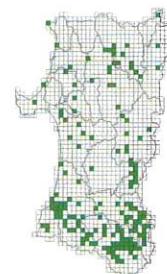
情報提供：秋田県自然保護課

### イノシシの目撃および捕獲位置

平成23年度



平成23～令和2年度累積



年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
R3	23	94	157	213	143	95	100	31	5				861
R2	17	77	198	204	193	70	116	43	8	2	3		931
R1	10	82	148	162	100	93	40	29	5	1		2	672
H30	37	141	280	252	156	31	14	5	3			1	920
H29	15	103	306	319	220	140	154	32	9	1	3	1	1,303
H28	18	110	278	217	148	61	28	8				1	869

※令和3年については12月末現在のデータ

## 地球温暖化関連の動きについて

このところ、国際的にも国内的にも地球温暖化を巡る動きが加速していることから、関連する情報をピックアップしました。

### 【国際的な動向】

#### ● IPCC（気候変動に関する政府間パネル）第6次評価報告書の概要

気候変動（地球温暖化）に関する最新の科学的知見を評価している国連のIPCC（気候変動における政府間パネル）は、2021年7月の第6次評価報告書において、気候変動の原因が人間活動によるCO<sub>2</sub>など温室効果ガスの排出によるものだと「断定」しました。

##### ①地球温暖化の原因について

前回（第5次評価報告書）→「人間による影響が20世紀半ば以降に観測された温暖化の支配的な原因であった可能性が極めて高い」（95%以上）という表現。

今回（第6次評価報告書）→「人間の影響が大気、海洋及び陸域を温暖化させてきたことには疑う余地がない」と、はじめて断定的な表現が用いられた。

##### ②温暖化の現状と将来の見通しについて

- ・「パリ協定」産業革命前に比べ1.5°Cの上昇に抑える努力目標→この10年すでに1.09°C上昇している。
- ・今回の報告書では、温室効果ガス排出量が最も低いシナリオであっても、2040年には、産業革命前に比べ1.5°Cの気温上昇となる可能性が高いことが示された。

##### ③地球温暖化が進むとどのような影響があるかについて

- ・地球温暖化がすでに熱波、豪雨、熱帯低気圧（台風）などの極端な気象の発生に影響を及ぼしている。
- ・さらに地球温暖化が進むごとに、熱波、豪雨などの極端な現象の強度と頻度が増加する。
- ・海面水温や海面水位の上昇などは、ゼロエミッションを達成しても直ちに止まるわけではない。

#### ●国連気候変動枠組み条約締約国会議（COP26）の概要

COP26とは、「国連気候変動枠組み条約第26回締約国会議（Conference of the Parties）」の頭文字を取った略語で、国連の「気候変動枠組み条約」に参加している国が集まる会議で、今回で26回目を迎え、10月から11月にかけ英スコットランド・グラスゴーで開催されました。

##### 《主なポイント》

- ①「パリ協定」で努力目標の位置づけに過ぎなかった「産業革命前からの気温上昇を1.5°Cに抑制する」ことが世界の共通目標として明記されたこと
- ②世界の温室効果ガス排出量を2030年までに45%削減し、2050年までゼロにする必要があると明記されたこと
- ③合意文書に初めて石炭など化石燃料の規制が明記されたこと

なお、化石燃料の削減については、合意の過程で「段階的な廃止」から「段階的な削減」に表現が弱められたこと

### 【国内の動向】

#### ●地球温暖化対策推進法の改定

地球温暖化対策推進法の一部改正案が令和3年5月26日に成立しました。この法律は「2050年までの脱炭素社会の実現」を基本理念として法律に位置付け、政策の予見可能性向上することを目的としたもので、今回の改正では大きく3つのポイントが示されています。

##### 1 2050年までの脱炭素社会の実現を基本理念に

わが国では、昨年の「2050年カーボンニュートラル」宣言やパリ協定に定める目標などを踏まえ、2050年までのカーボンニュートラルの実現を明記。これにより、国の政策の継続性が高まり、国民や自治体、事業者などはより確信をもって地球温暖化対策の取組みを加速できるようになった。2050年目標と整合的で、野心的な目標として2030年度に温室効果ガスを2013年度から46%削減することを目指し、さらに、50%に向けて挑戦を続けていくことになった。

##### 2 地方創生につながる再エネ導入を促進

2050年までのカーボンニュートラルの実現には再生可能エネルギーの利用が不可欠だ。一方で再生可能エネルギー事業に対する地域トラブルが見られ、地域における合意形成が課題となっている。こうした課題を解決するため、地方自治体が策定する地方公共団体実行計画において、地域の脱炭素化や課題解決に貢献する事業の認定制度を創設し、関係法律の手続きのワンストップ化を可能とするなど、円滑な合意形成による再生可能エネルギーの利用促進を図ることになった。

##### 3 企業の温室効果ガス排出量情報のオープンデータ化

地球温暖化対策推進法では、一定以上の温室効果ガスを排出する事業者に対し、排出量を報告させ、国がまとめて公表する制度がある。本制度においてデジタル化を進めることにより、報告する側と使う側の双方の利便性向上を図る。また、開示請求を不要とし、オープンデータ化を進め、企業の脱炭素に向けた前向きな取組が評価されやすい環境を整備することになった。

#### ●第6次エネルギー基本計画

エネルギー政策基本法に基づき、エネルギー政策の基本的な方向性を示す第6次エネルギー基本計画が令和3年10月22日に閣議決定されました。2050年カーボンニュートラル実現に向けた主な課題と対応については次のとおりとしています。

- |      |  |
|------|--|
| 【課題】 | ・2050年に向けては、温室効果ガス排出の8割以上を占めるエネルギー分野の取組みが重要となること |
| 【対応】 | ・安全の確保を大前提に、安定的で安価なエネルギーの供給確保が重要となること            |

- |      |   |
|------|---|
| 【課題】 | ・再エネについては、主力電源として最優先の原則のもとで最大限の導入に取組むこと                     |
| 【対応】 | ・水素とCCUS（CO <sub>2</sub> の回収・利用・貯留）については、社会の仕組みとして組み入れていくこと |
| 【課題】 | ・原子力については、国民からの信頼確保に努め、安全性の確保を大前提に、必要な規模を持続的に活用していくこと       |

## 【秋田県の動向】

### ○第2次秋田県地球温暖化対策推進計画の改定について

秋田県では、地球温暖化対策を巡る国内外の動きが活発化していることなどを踏まえ、取組みを加速するため令和4年3月の改定を目指して推進計画の作業を進めています。

【計画期間】…令和4（2022）年度～令和12（2030）年度の9年間

【計画の目標】「**2030年度温室効果ガス排出量**」

・基準年 H25（2013）年度 11,287千t-CO<sub>2</sub>

・目標年 R12（2030）年度 5,209千t-CO<sub>2</sub>（基準年比▲54%）

【計画推進のための主な施策】

- ①温室効果ガスの排出削減対策の推進（様々な媒体を活用した普及啓発の充実、住宅の高断熱化の促進など）
- ②再生可能エネルギー等の導入推進（風力、地熱、水力発電等の事業化など）
- ③脱炭素地域づくりの推進（脱炭素化先行地域・促進区域の創出など）
- ④循環型社会の形成（プラスチックごみ対策、食品ロス対策など）
- ⑤環境教育・環境保全活動等の推進
- ⑥気候変動への適応策の充実（地域気候変動適応センターの設置など）

### ○秋田県食品ロス削減推進計画の策定について

食品ロスの発生は、食品の生産や製造に使用した資源やエネルギーが無駄になるだけでなく、処分するために新たなエネルギー等を使用することになり、温室効果ガスの排出増加にもつながることから、令和4年3月の策定を目指す取組みが進められています。

【本県の食品ロス発生状況】・家庭から年間3.6万トン（令和元年度推計）

・事業活動から年間2.2万トン（平成30年度推計）

【家庭系食品ロス発生量】（1人1日あたり）・全国 59.8 [g / (人日)] ・秋田県 103.2 [g / (人日)]

【計画期間】…令和4（2022）年度～令和12（2030）年度の9年間

【計画の目標】…「**令和12年度（取組みの成果）**」

○県民1人1日当たりの家庭系食品ロスの発生量 103.2 g → 80 g

○事業系食品ロスの発生量 2.2万トン → 1.8万トン

【計画推進のための主な施策】

- ①消費者への普及啓発・教育
- ②食品関連事業者等の取組みに対する支援
- ③未利用食品の有効活用
- ④実態把握と情報の収集及び提供

## 環境スポット情報1 風力発電事業の環境アセス

国では、令和3年10月に環境影響評価法の対象となっている風力発電事業について規模要件を引き上げました。例えば、これまで必ず環境影響評価を行う事業として出力が1万kW以上となっていましたが、改正後は出力5万kW以上となりました。

現在、県の条例では風力発電事業を環境影響評価の対象としていませんが、法の対象外となつた事業について、事業者による環境配慮への自主的取組みや事業者と住民とのコミュニケーションを促進するため、引き続き適切な環境影響評価が必要であるとして令和4年4月から条例の対象事業に追加する方向で手続きを進めています。



## 環境スポット情報2 プラスチックごみの削減に向けて

プラスチックごみ削減に向けた動きについて 【プラスチックごみ削減のための新制度案】

令和3年6月にプラスチック資源循環促進法が成立し、私たちのプラスチックとの付き合い方が大きく変わろうとしています。

同年7月からはレジ袋が有料化され、また、令和4年4月からはプラスチック製品のごみの発生を抑え（使用量の削減）、使ったプラスチックはなるべく回収し、再資源化することや素材の見直しを義務化することが検討されています。（プラスチック全般を対象とする）

【容器・ボトル・家具・おもちゃのメーカーなど】

- 使用量を減らしながら製品寿命を延ばすこと。
- 分別や分解、破碎を容易にすること。
- 再利用しやすい部品を使用すること。
- 素材の切替えも求められる。

【消費者・自治体など】

- プラスチック製品の分別廃棄や分別回収が求められる。

【コンビニやスーパー、飲食店、ホテル、クリーニング店など】

- フォーク、ストロー、ヘアブラシ、ハンガーなど「特定プラスチック使用製品」に指定された12品目はタダで大量に提供されているが、下記のような取組みを進めることにより排出の抑制を目指す。
  - ①プラスチック製品を有料化する
  - ②プラスチック製品を受け取らない客へのポイント還元
  - ③製品が必要かどうかの意思確認
  - ④製品の繰り返しの使用を促す
- プラスチック使用量を減らす設計の工夫や代替素材への切り替えなども求められている。
- プラスチック使用量が年5トン以上の事業者については対応を義務付け

## 環境スポット情報3 環境ラベルを活用しよう

### ◎エシカル消費を進めよう

人や社会、環境に配慮したものやサービスを選んで消費することを「エシカル消費」といい、ものやサービスを選ぶときに「どこでつくられたのか」「環境に優しいか」「誰かを傷つけていないか」など、それぞれの製品の背景を考えて選ぶことから始まります。

- 【例】
  - ・環境保全や資源保護などに関する認証ラベルの付いた商品を選ぶ（エコマーク、FSCマークなど）
  - ・人や社会に配慮した商品（フェアトレード製品、福祉作業所などの製品）を選ぶ
  - ・できるだけ「地産地消」を心がける



### Q. 「環境ラベル」にはどのようなものがあるの？

環境ラベル制度は、国、地方公共団体、第三者機関、事業者団体又は事業者等により設定された基準を満たした製品やサービスに表示し運営されており、「環境ラベル」は環境省の環境ラベル等データベースにおいて閲覧することができます。

### Q. 「環境ラベル」は環境省が管理しているの？

環境省ではなく、それぞれの環境ラベル制度の運営主体が管理しており、データベースに掲載されている情報はそれぞれの団体、事業者の責任に基づいています。

### Q. 環境ラベル制度の運営主体の判断のみで、自由に「環境ラベル」を表示することができるの？

そうです。運営主体の判断で「環境ラベル」を表示することができます。「環境ラベル」は国際規格（ISO14020シリーズ）に適合しないものも表示されています。

国際規格（ISO14020シリーズ）というのは、ISO（International Organization For Standardization：国際標準化機構）が制定する規格です。

#### 《グリーン購入》

- あらゆる消費者が製品やサービスを購入する際に、品質や価格だけでなく、環境負荷の少なさやリサイクルのしやすさなどを考慮することを「グリーン購入」と言います。
- 企業もグリーン購入を率先して行うことが社会的に求められており、そのための判断材料として「環境ラベル」は便利です。しかし一口に「環境ラベル」といっても様々な種類があります。どの組織が運用する制度か、第三者のお墨つきがあるか自己宣言のラベルか、どのような内容とレベルの基準か、など個々のラベルの制度や意味を把握した上での判断が大事です。

### タイプI 「第三者認証による環境ラベル」 中立公平な第三者機関（認証機関が審査を行い製品のライフサイクルを基準に認証したもの）

#### [ecoマーク]

- エコマークは、「原料」から「廃棄」までのライフサイクル全体を通して環境への負荷が少なく、環境保全に役立つことが認定された商品につけられる環境ラベルです。
- エコマークを活用することで、「消費者の環境を意識した商品選択」「企業の環境改善努力の推進」「持続可能な社会の形成」が目指されています。



#### [バイオスマート]

- バイオスマートは、生物由来の資源を利活用している商品につけられるマークで認定商品は循環型社会の形成や地球温暖化の防止に貢献しています。
- 主にプラスチック類や洗剤や繊維製品などについています。



#### [MSC認証]

- MSC認証は、持続可能な天然の水産物にのみ認められる認証のことで、通称「海のエコラベル」といわれています。
- MSC認証が必要な主な理由は2つあります。  
①魚の獲りすぎを防ぐため  
②海の環境を守るため
- 消費者がMSC認証のついた水産物を選ぶことによって、持続可能な漁業を応援できる仕組みとなっています。MSC認証は、生鮮食品や魚を用いた加工品などの商品についています。



#### [省エネ性マーク]

- 省エネ性マークは、省エネ法により定められた省エネ基準をどの程度達成しているかを表すもの。
- トップランナー基準を達成した（省エネ基準達成率100%以上の）製品にはグリーンのマークを、未達成（100%未満）の製品にはオレンジ色のマークが表示されています。



#### [FSC認証]

- FSC認証は、持続可能に森林管理が行われた木材とその製品を識別するために、製品生産に関わるあらゆる組織に与えられる認証のことです。
- FSC認証が必要な理由は主に2つあります。  
①森林を守るため  
②気候変動を抑制させるため
- 主に紙パックジュースやティッシュの箱等に商品についています。



### タイプII 「事業者の自己宣言による環境主張」 独自に設定した基準を満たす製品に対し、企業が独自につけるもの。

#### [再生紙使用マーク]

- 再生紙使用マークは、再生紙の利用促進・普及啓発のために、古紙パルプの使用率を表しているマークです。再生紙の利用を促進することで資源の有効活用につなげます。
- 再生紙使用マークは、古紙を使用している商品や印刷物についています。



#### [グリーンマーク]

- 原料に古紙を既定の割合以上利用していることを示すもので、古紙利用製品に表示することで古紙の利用の拡大と紙のリサイクルの促進を図ることを目的にしています。
- 経済産業省所管の財古紙再生促進センターが取り扱っています。



**タイプⅢ「製品の環境負荷の定量的データの表示」** 基準ではなく、製品のライフサイクル全体（原料の採集から、製造、流通、廃棄まで）における環境負荷を定量的データで表示するもの。

#### [エコリーフ環境ラベル]

- エコリーフ環境ラベルはLCA（ライフサイクルアセスメント）手法を用いて製品の全ライフサイクルステージにわたる環境情報を定量的に開示する日本生まれの環境ラベルです。



環境ラベルは様々なタイプが存在します。まだこの他にもたくさんの環境ラベルがあつてCSRに取り組む企業にとっては第三者機関による認証は特にPRのポイントになります。環境ラベルは取り組みにマッチするもので、より信頼性の高いものを選び、環境配慮の促進を目指していきましょう！



**その他のマーク** タイプI～Ⅲの環境ラベルが全てではありません。タイプI～Ⅲに当たらない環境ラベルも多くあります。

#### [秋田県リサイクル製品認定マーク]

- 秋田発の優れたリサイクル製品を知事が認定し利用を促進するものです。



#### [ペットボトルマーク]

- リサイクルのため、ペットボトルを他のプラスチック製容器と区別するためのマーク。
- 主に飲料、しょう油、酒などに表示されている。



#### [飲料缶の識別マーク]

- リサイクルのため、スチール缶とアルミ缶を区別するためのマーク。
- 主に飲料、酒などに表示されている。



#### [プラスチック製容器包装マーク]

- ペットボトル以外のプラスチック製容器に表示されるマーク。



#### [紙製容器包装マーク]

- ダンボール製の容器包装と飲料用紙パックには表示されない。

## 認定NPO法人環境あきた県民フォーラムから・・・

#### ●新会員のご紹介

ご加入いただきましてありがとうございました！

【個人】 ■正会員（1名）・中嶋様（秋田市） ■賛助会員（1名）・加藤様（秋田市）

【企業】 ■賛助会員（2社）

・東北緑化環境保全株式会社 能代支社【緑地管理、環境調査業務等】・株式会社三森印刷【印刷業】

#### ●秋田県環境大賞受賞おめでとうございます！

賛助会員 石木田まり子さん



長年、地球温暖化防止に関する普及啓発活動に取り組んでこられた当フォーラム賛助会員の石木田さん（鹿角市）が、秋田県の環境大賞を受賞されました。石木田さんは市消費者の会の代表を務め、省エネルギー・循環型社会の推進について情報を発信しているほか、個人でも秋田県地球温暖化防止活動推進員、また、あきたエコマイスターとして地域のクリーンアップや植樹などに積極的に取り組んでおられます。

※秋田県環境大賞…県民の環境保全に関する自主的な取り組みを促進するため、1998年に創設。

#### ●会員募集のお願い

未来の子供たちのために、秋田の環境をより良くしようという活動の応援団として当法人の活動等に賛同し入会してくれる方を募集しております。

【年会費と納入について】※金額は1口から何口でも可能です。

	正社員	賛助会員
企業・企業関連団体	¥10,000-	¥10,000-
個人・市民団体	¥3,000-	¥1,000-

	支店名	口座振替
秋田銀行	県庁支店	普通 560425
北都銀行	山王支店	普通 6099633

※振込名義は全て「特定非営利活動法人環境あきた県民フォーラム 理事長 佐藤充」です。

※手数料無料の振込用紙をご用意しておりますので、事務局へご連絡ください。また、直接事務局にお持ちいただくことも可能です。

#### ●皆様の善意を環境活動に活かしてまいります

ご寄付は自主活動等に活用させていただいております。

企業：（株）伊徳様 （株）三木設計事務所様

個人：田中様（秋田市）

## 【発行】認定特定非営利活動法人環境あきた県民フォーラム

秋田県地球温暖化防止活動推進センターACCCA

〒010-0951 秋田県秋田市山王5丁目7番6号 TEL: 018-853-6755 FAX: 018-853-6765

E-Mail: mail@eco-akita.org HP: http://www.eco-akita.org/



くーるちゃん